

会議記録（１）

会議名称	令和7年度第1回北本市子ども・子育て会議
開会及び閉会日時	令和8年1月9日（金） 午後2時～午後3時15分
開催場所	北本市役所 会議室3-B
議長氏名	会長 森田 満理子
出席委員(者)氏名	森田 満理子、山川 英夫、高橋 典之、新島 一彦、 大金 美帆子、青柳 恭義、須郷 聖子、川越 尚美、 宇部 光太、有田 めぐみ、植松 努、木村 詩希美
欠席委員(者)氏名	岡田 真彦
説明者の職氏名	こども健康部子育て支援課児童相談担当主幹 佐藤 絵美 こども健康部保育課保育担当主幹 鷹谷 豪
事務局職員職氏名	こども健康部長 小池 智子 こども健康部副部長兼健康づくり課長 加藤 浩 こども健康部参事兼子育て支援課長 柳井 志道 こども健康部保育課長 桜井 猛博 こども健康部子育て支援課児童相談担当主幹 佐藤 絵美 こども健康部保育課施設担当主査 山崎 卓哉 こども健康部保育課保育担当主幹 鷹谷 豪 こども健康部健康づくり課母子保健担当主幹 築根 義仁
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 会長、副会長選出 5 会長、副会長あいさつ 6 議題 （１）会議の公開、非公開について （２）北本市子ども・子育て会議について （３）こども誰でも通園制度について （４）その他 7 閉会
配布資料	令和7年度第1回北本市子ども・子育て会議次第 資料1 北本市子ども・子育て会議について 資料2 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について 資料3-1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について 資料3-2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 資料3-3 こども誰でも通園制度利用者向けリーフレット 参考資料1 令和7年度北本市子ども・子育て会議委員名簿 参考資料2 北本市子ども・子育て会議条例

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p>
こども健康部長	<p>【小池健康部長あいさつ】</p>
各委員	<p>3 自己紹介</p> <p>【各委員自己紹介】</p>
子育て支援課長	<p>4 会長、副会長選出</p> <p>続きまして、「4 会長、副会長選出」でございます。小池こども健康部長に仮議長をお願いしたいと思います。</p>
こども健康部長	<p>それでは、「会長、副会長の選出」につきまして仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>北本市子ども・子育て会議条例第4条第1項では、会長につきましては、委員の互選によるとされておりますが、どなたかご推薦などいただける方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
新島委員	<p>1号委員の森田先生に会長をお願いしたいと思います。</p>
こども健康部長	<p>ただいま、森田先生を会長にと推薦がありましたが、他にご推薦等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＝ 特になし ＝</p>
こども健康部長	<p>それでは、森田委員に会長に就任していただくということで、委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＝ 「異議なし」の発声あり ＝</p>
こども健康部長	<p>森田委員におかれましては、会長に就任していただけるということでよろしいでしょうか。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
こども健康部長	<p style="text-align: center;">＝ 森田委員了承 ＝</p> <p>それでは、森田委員に会長をお願いいたします。</p>
こども健康部長	<p>続きまして、副会長でございます。副会長も同様に同条例第4条第1項において、委員による互選によるとされております。副会長について、ご推薦等いただける方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
森田会長	<p>副会長に、新島委員を推薦します。</p> <p>ただいま、森田会長より、新島委員の推薦がございましたが、他にご推薦等ございますでしょうか。</p>
こども健康部長	<p style="text-align: center;">＝ 特になし ＝</p> <p>それでは、新島委員に副会長に就任していただくということでご異議ございませんでしょうか。</p>
こども健康部長	<p style="text-align: center;">＝ 「異議なし」の発声あり ＝</p> <p>新島委員におかれましては、副会長に就任していただけるということでよろしいでしょうか。</p>
こども健康部長	<p style="text-align: center;">＝ 新島委員了承 ＝</p> <p>それでは、新島委員に副会長をお願いいたします。</p> <p>会長、副会長の選出が終わりましたので、「6 議題」以降の議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。</p> <p>会長、副会長におかれましては、席の移動をお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>5 会長、副会長あいさつ</p> <p>それでは、森田会長、新島副会長より、一言あいさつをお願いいたします。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
子育て支援課長	<p style="text-align: center;">＝ 森田会長、新島副会長による就任あいさつ ＝</p> <p>議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
森田会長	<p>6 議題 それでは議題に入ります。「議題（１）会議の公開、非公開について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>北本市では、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により会議の公開・非公開については、その会議の長が会議に諮って決定するとされております。本会議は、「地方自治法第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関」でございますので、この会議の公開の可否についても、会長より会議に諮っていただき、公開・非公開について決定していただきたいと思っております。</p>
森田会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました会議の公開について、委員の皆様にお諮りいたします。この会議について、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」に基づき、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。あるいは、非公開にしたほうがよろしいでしょうか。</p>
森田会長	<p>特にご意見がなければ、会議を公開するとともに資料の閲覧を認めることとして議題に進みます。</p> <p>議題（２）北本市子ども・子育て会議について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題（２）北本市子ども・子育て会議について、説明いたします。</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 北本市子ども・子育て会議について ・資料2 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
森田会長	説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。
新島副会長	北本市が所管行政庁となるのは、５つの事業という説明がありましたが、保育所や幼稚園において職員による虐待があった場合には、この会議への報告は特にされないということでしょうか。
事務局	保育所や幼稚園であれば、県が所管行政庁となりますが、保育所や幼稚園において職員による虐待があった場合、県と市が連携して対応していくこととなりますので、必要に応じてこの会議においても報告させていただくことがあると考えております。
新島副会長	そうすると、虐待事例が生じた場合、個々の事例に基づいてその都度会議を開くということでしょうか。
事務局	措置が完了した時点で、速やかに報告することとなっておりますので、基本的にはその都度会議を開催し報告することになると考えております。
森田会長	ほかに何かありますか。 (特になし)
森田会長	続きまして、議題（３）こども誰でも通園制度について、に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議題（３）こども誰でも通園制度について、説明いたします。 <資料> ・資料３-１ こども誰でも通園制度について ・資料３-２ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・資料３-３ こども誰でも通園制度利用者向けリーフレット

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
森田会長	説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。
木村委員	利用料は、まだ国から示されていないということですが、すでに実施をしている鴻巣市、行田市は、利用料金はいくらなのでしょう。
事務局	今年度実施している形態と、令和８年度から実施する形態は若干制度が異なっておりますが、現時点で国から基準額が１時間当たり３００円と示されております。現時点で利用料金につきましては、この基準額どおりの設定となる見込みです。
木村委員	想定していたよりも低い料金なのでありがたいです。 時間については、１０時間というのは、全国で決まっている上限時間なのでしょう。増えることも今のところはないということでしょうか。
事務局	現状では、１か月当たり上限１０時間というのが法律で規定されています。市町村ごとに別途条例で定めれば、これよりも少なくすることは可能となっております。１番少なくすると、１か月当たり３時間という上限を設定することは可能ですが、全国的に見ても利用時間を短縮している自治体は非常に少ない状況です。基本的には、１０時間を採用している自治体が大多数という状況でございます。
木村委員	子どもが保育所に通い始めるときに慣らし保育というものがあるように、この１０時間という時間だと、行けるのかな、慣れるのかなという不安があるのですが、すでに実施しているところはスムーズにできているのでしょうか。
事務局	一時的に保育士がお子様を預かるということでは、目的は異なりますが、「一時預かり事業」が類似の事業となります。初めて利用されるときは、お子様が慣れなくて泣いてしまうこともあるとは思いますが、そのあたりについても、今後、すでに実施をしている鴻巣市に保育士を連れて訪問し、現地の確認などをさせていただき予定もさせていただきます。なるべくスムーズに事業を開始できるよう調整させていただきたいと思っております。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
青柳委員	<p>まず、「こども誰でも通園制度」は、やらなければならない事業でしょうか、それとも任意の事業でしょうか。</p>
事務局	<p>令和7年度までは、自治体の判断でやらなくてもよい事業でしたが、令和8年4月1日から、全国一律でやらなければならない事業となります。</p>
青柳委員	<p>中央保育所で180時間ということは、別途保育士を180時間確保しなければならないということで、今いる職員を兼任させるわけにはいかないと思います。追加で採用する保育士はどのような勤務形態になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在のところ、正規職員の保育士を1名、会計年度任用職員（パート・アルバイト職員）の保育士を1名ないし2名を配置し、「こども誰でも通園制度」の対応をしてみたいと考えております。ただ、実施する施設が中央保育所でございますので、現在すでに保育を実施している施設でございます。保育士等につきましては、現在もその施設で勤務をしております。したがって、現時点では、中央保育所の受け入れ人数を変更したり、新たに会計年度任用職員を採用することで、「こども誰でも通園制度」を行う保育士については確保できると考えております。</p>
青柳委員	<p>昨年のこの会議で、保育士がないという話が飛び交っていたと思いますが、一旦「こども誰でも通園制度」は置いておいて、北本市の公立保育所の保育士の充足度はどのくらいなのでしょう。</p>
事務局	<p>現状で言いますと、どの時点における充足度かということもございしますが、辞めていった職員と同じ数の職員を雇用することはできていないという状況ではございますが、クラスの担任に入らなければならない保育士は法律上人数が決まっております、そちらを下回ることはありません。担任以外のフリーの保育士や、シフトで事務室に詰めて作業をする保育士のシフトを融通し、「こども誰でも通園制度」の保育士として充てていくということになります。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
青柳委員	現在は、公立保育所の保育士は足りているということでしょうか。
事務局	法定されている人数は確保しています。
青柳委員	そこに「こども誰でも通園制度」が導入されるので、保育士は足りないということでしょうか。新たに３名雇うということでしょうか。
事務局	担任を持っていない職員を「こども誰でも通園制度」に充てることで、何とか満たせるという状況です。
植松委員	いまは、待機児童はいないということでしょうか。
事務局	国で公表している、令和７年４月１日現在の待機児童はゼロでございましたが、今現在でみると、待機児童に相当する児童は発生している状態です。具体的には、０歳児と３歳児の年齢区分については、受け入れの空枠がない状態でございます、そこで待っている児童は、待機児童ということになります。
青柳委員	つまり、通常の保育で待っている人が生じているのに、たまに利用するかもしれない人のために確保しなければならない、ということですね。
植松委員	そう聞こえてまいりますよね。
事務局	待機児童のほかに保留児童という定義がございまして、ある一定の保育所を希望している方ですとか、育休が延長できるが諸々の事情によって保育の申し込みはしている方がいらっしゃいます。国が公表している、いわゆる待機児童は、本市においてはゼロとなっております。実際のところ、申込は毎月行われますので、数字は毎月動いておりますが、常に動いている数字に振り回されているわけではございませんので、待機児童はゼロという前提で作業は進めさせていただいております。また、子どもの数に応じて保育士の数が法律で決まっておりますので、公立保育所については当然その人数は確保しております。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>さらに、フリーの保育士も何人かおられますので、そういった担任外の保育士を「こども誰でも通園制度」に充てていく、それでも足りない部分について会計年度任用職員を採用していくということになります。</p> <p>もう１点、「こども誰でも通園制度」につきましては、国の制度として市町村に実施の義務が生じたので、どこまで定員や時間を増やすかということについて、これまで検討を重ねてまいりました。本来必要な保育を削ってまでの実施は難しいところがございます。令和８年度に新たに開設する民間保育施設があるということ、また、民間保育施設の１施設において定員を増やしていただけるということもございますので、待機児童対策及び保留児童対策につきましても同時に行いつつ、親だけでなく可能な限り多くの大人が関わって、社会としてこどもを育てる「こども誰でも通園制度」と両立できるようにということで、苦心しているところでございます。ただ、委員がおっしゃるように、待機児童ゼロと言いつつも、国が公表する待機児童は毎年４月１日時点での状況であり、その時点ではゼロであってもその後発生することもありますし、特定の園を希望しているために保留児童となる場合もございます。そういったところも対応しつつ、市は両輪で動いているということもご理解いただければと思います。</p>
青柳委員	<p>来年度は、中央保育所でということですが、今後はどのような展開になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和８年度以降、事業を進めていく中で情報収集を進めつつ、民間の保育園や幼稚園と協議をしながら、民間施設に事業の実施を拡大することについても、随時調整を図っていきたいと考えております。</p>
川越委員	<p>中央保育所は、現在０歳児の受け入れは行っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>中央保育所は、０歳児の受け入れをしております。</p>
木村委員	<p>「こども誰でも通園制度」は、北本市の保育園のみが利用対</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>象で、他市の利用はできないということでしょうか。</p> <p>「こども誰でも通園制度」は、令和８年度から全国一律の制度となりますので、北本市民の方が他市の「こども誰でも通園制度」を利用するということも可能になっております。</p>
木村委員	<p>ということは、「こども誰でも通園制度」を実施している施設であれば、他市でも、他県でも利用可能ということなのですね。</p>
事務局	<p>はい。他市他県でも利用可能です。</p>
新島副会長	<p>システムで、利用できる施設がわかるようになります。</p>
木村委員	<p>そうすると、この利用者見込みというのは北本市で出していますが、他市の人が利用することやその逆もあり得るということですが、あくまでも北本市だけで考えた場合の利用見込人数ということでしょうか。</p>
事務局	<p>お示している人数は、市民の方の利用見込数として想定しているものになります。市外から利用する方もいらっしゃる可能性はありますが、市民の方で市外を使われる方もいらっしゃる可能性もあり、その数は正確にわかりませんので、今回の積算においては相殺ということで、含めておりません。</p>
森田会長	<p>他に質問やご意見等ございませんか。</p> <p>無いようでしたら、案のとおりの方で進めていただくということよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＝ 異議なし ＝</p>
森田会長	<p>続きまして、議題（４）その他について、委員の皆様から、本会議に関し、何かご質問ご意見等ございましたら、頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
青柳委員	<p>若干話がそれますが、現在、学童保育業界で、「日本版DBS」が話題となっています。保育園、幼稚園等には義務が生</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
新島副会長	<p>じ、学童保育に関しては努力義務ということですが、情報収集をしていますが、状況がよくわかりません。学校や保育業界の方に何か情報があれば教えていただきたいと思います。GビズIDを登録してシステムで照会をかけるというようなことはわかるのですが、それ以上のところがわかりません。</p> <p>こども性暴力防止法が、令和8年12月25日から施行されますが、まだ国からガイドラインが出ていません。ガイドラインが出ないと我々も動きようがありません。こども家庭庁のサイトを見ても、情報は掲載されていますが、細かいところはまだ下りてきていないという状況です。マイナンバーカードを登録しなければならないため、カードリーダーを用意しなければならないようです。詳しいことが分かり次第、情報提供したいと思います。</p>
森田会長	<p>ほかに意見等がなければ、本日の議題については、以上で終了となります。議事の進行を事務局に戻します。</p>
事務局	<p>7 閉会</p> <p>森田会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第1回北本市子ども・子育て会議を閉会いたします。</p>